

竣工現場検査申請書（第一面）

[適新工第5号書式]

申請日 令和 7 年 7 月 1 日

竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅） （フラット35・財形住宅） （第一面）

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面の取扱いについて同意の上、次のとおり竣工現場検査・適合証明を申請します。なお、この申請書及び添付図書等実と相違ありません。記載された事項が万一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された適合証明書が無効となります。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄に記載された場合に限りです。）。

検査機関名 **独立確認センター** 御中

申請者	氏名又は名称	住宅 太郎		
	〒(000 - 0000) 住所: 東京都西東京市〇〇町1-2-35	TEL (000) - (0000) - (0000)	FAX (000) - (0000) - (0000)	担当者名 (事業者の場合)
代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入)	氏名又は名称	フラット設計事務所		
	〒(000 - 0000) 住所: 東京都世田谷区〇〇町1-2-45	TEL (000) - (0000) - (0000)	FAX (000) - (0000) - (0000)	担当者名 (事業者の場合)
手数料請求先	☐ 申請者 ☐ その他 会社名: _____ 所属/担当者名: _____ 連絡先: _____ ☒ 代理者 住所: 〒(-)			
建設の場所(地名地番)	東京都西東京市〇〇町1-2-35			
建物の名称	住宅太郎邸		注文住宅・分譲住宅の区分	☒ 1. 注文住宅
建築主 (申請者と異なる場合のみ記入)	氏名又は名称	〒 -		
設計検査	☒ 1. 設計検査を実施 合格日・番号 令和 年 月 日 (第 号)			
	☐ 2. 設計検査を省略 (適合証明の検査と次のいずれかの検査を同一機関で実施する場合) ☐ 長期優良住宅の技術的審査 ☐ 設計住宅性能評価の検査(一定の性能※を満たす)			
中間現場検査 (一戸建て等の場合のみ)	☐ 1. 中間現場検査を実施 合格日・番号 令和 年 月 日 (第 号)			
	☒ 2. 中間現場検査を省略(適合証明の検査と次のいずれかの検査を同一機関で実施する場合) ☒ 住宅瑕疵担保保険の検査実施 ☐ 建築基準法の中間検査実施 ☐ 建設住宅性能評価(一定の性能※を満たす)			
竣工済特例 (一戸建て等の場合のみ)	☐ 竣工済特例による検査を実施 (中間現場検査が可能な時期を過ぎてしまった場合) 注: 設計検査申請書を併せて提出してください			
着工日	令和 7 年 6 月 20 日	竣工(予定)日	令和 7 年 月 日	
計画に関する変更の有無	☒ 1. 無 ☐ 2. 有 (前回の検査時から申請内容に変更がある場合) 注: 連絡事項欄に変更内容を記入してください。なお、再度設計検査が必要な場合があります。			
連絡事項				

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄
				令和 7 年 第 号
記載しないこと ※備考欄				

* 一定の性能とは、原則として次の性能を満たすものをいいます。
 (一戸建て等) 断熱等性能等級: 等級4以上、一次エネルギー消費量等級: 等級4以上、劣化対策等級: 等級2以上、維持管理対策等級(専ら共同建て) 断熱等性能等級: 等級4以上、一次エネルギー消費量等級: 等級4以上、維持管理対策等級(共用配管): 等級2以上
 また、フラット35Sを利用する場合は、上記に加えて、必要とされる等級等を満たす必要があります。
 (注) 建設性能評価の検査時にフラット35Sの検査項目について確認している場合は、現地での検査を実施済みとして取り扱う場合があります。

【申請者】

建築主以外の方でも申請者になることができます。

連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

【代理者】

建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

【建設の場所】

正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。

完了検査申請書または検査済証と一致させてください。

【中間現場検査】

中間現場検査を受けた場合は、「中間現場検査に関する通知書」を参考に合格日・番号を記入してください。竣工済特例の場合は記入不要です。）。

住宅瑕疵担保保険若しくは建築基準法の検査を実施して、中間現場検査を省略した場合または建設住宅性能評価書を活用し、設計検査、中間現場検査を省略した場合は、該当する検査にチェックをし、検査実施機関名を記入してください。

【竣工済特例】

竣工済特例による検査を実施する場合はチェックをいれてください。
設計検査申請書も併せて提出してください。

【計画に関する変更の有無】

【連絡事項】

前回の検査時から計画変更がある場合は、「2. 有」にチェックをし、連絡事項欄に変更内容を記入してください。

【記載例】

・壁の断熱材の種類を変更

変更前: A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号

変更後: A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種

令和7年4月1日

竣工現場検査申請書（第二面）

[通新工第5号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅）

（フラット35・財形住宅）
（第二面）〔一戸建て等用〕

○建物の概要

1戸当たりの床面積	125.35 m ²	敷地面積	16
建物の構造等	構造: 2.木造(耐久性あり)※1 5.耐火 戸建型式: 1.一戸建て 3.重ね建て 階数: 地上 2 階 地下 0 階	3.準耐火 () 1.イ準耐火 2.ロ準耐火 ※機構承認住宅(省令準耐火構造タイプ)の場合:承認 併用住宅区分: 1.専用住宅	
工法	1.在来木造 2.プレハブ(木質系) 3.プレハブ(鉄骨系) 4.7 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) 6.丸太組構法 7.3 会社名() 承認番号() 省エネルギー基準適合仕様シートの有無: 1.有 2.無		
機構承認住宅 (設計登録タイプ)の場合			
区域	着工日時点において、金利引下げ制度の対象区域への該当有無と「金利引下げ制度の対象区域」より確認した。		
フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無	1.有 2.無(フラット35S及びフラット35維持保全型のいずれ		
上記で「1.有」に該当する場合のみ以下を記入してください。			
フラット35S適用基準	金利Bプラン 1.省エネルギー性 2.耐震性 3.バリアフリー性 4.耐久性・可変性 金利Aプラン 5.省エネルギー性 6.耐震性 7.バリアフリー性 8.耐久性・可変性 ZEH 省エネルギー性 適用条件(一戸建ての場合) 長期優良住宅	1.断熱等性能等級5以上 2.一次エネルギー消費量等級6 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2 高齢者等配慮対策等級3 劣化対策等級3等※2 1.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6 2.認定低炭素住宅※3 3.性能向上計画認定住宅※4 1.免震 2.耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3 高齢者等配慮対策等級4等※2 長期優良住宅 9.「ZEH(-M)」 11. ZEH-M Ready 10. Nearly ZEH(-) 12. ZEH(-M) Or	
フラット35維持保全型適用基準	長期優良住宅		
2戸以上申請の場合 ※6			

※1 耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定め
※2 劣化対策等級3等:評価方法基準による劣化
高齢者等配慮対策等級4等:評価方法基準による
※3 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関
※4 建築基準法の適用に当たっては、住宅の建設地
※5 建築基準法の適用に当たっては、住宅の建設地
※6 申請書に記入する場合は、申請書に記入するものと一致するよう記入してください。

【敷地面積】

建築基準法上の敷地面積です。

【構造】

「2. 木造（耐久性あり）」

耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。

【フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無】

「フラット35S」又は「フラット35維持保全型」を利用する場合は、「フラット35適用基準」欄又は「フラット35維持保全型適用基準」欄の該当する項目にチェックをしてください。

フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、必ずチェックが必要です。

長期優良住宅の場合、フラット35S適用基準欄は「8.耐久性・可変性」に、フラット35維持保全型適用基準欄は「長期優良住宅」にチェックを入れてください。

【2戸以上の申請の場合】

2戸以上申請がある場合は、申請戸数分の設計検査申請書（第二面）の提出が必要です。

【工法】

機構承認住宅（設計登録タイプ（機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅））である場合は、「機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合」欄の「会社名」、「承認番号」および「省エネルギー基準適合仕様シートの有無」を記入してください。

【戸建型式】

「2.連続建て」・・・共同建て以外で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。

「3.重ね建て」・・・共同建て以外で、住宅の上に住宅を重ねて建てる建て方のことです。



※構造が「2.木造（耐久性あり）」で戸建型式が「3.重ね建て」は、融資の対象となりません。

※住宅相互間や住宅以外との間を、耐火または1時間準耐火構造の床・界壁で区画すること（省令準耐火構造の場合は機構監修仕様書や適合仕様シートによる仕様）が必要です。

【1戸当たりの床面積】

フラット35の場合は、住宅部分の面積で70 m²以上必要です。

- ・一戸建ての場合は、建築基準法上の「延べ面積(住宅部分)」です。確認申請書第三面の【11.延べ面積】の【Ⅱ.住宅の部分】(申請部分)欄と同一の面積を記入してください。ただし、車庫や非住宅部分(店舗・事務所等)を除いた面積となります。
- ・連続建て・重ね建ての場合は、専有面積です。